

令和5年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人にじ色会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年11月1日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催することとされているが、毎年開催されていないので、適切に開催すること（定款第11条、定款施行細則第4条）	定款を確認し、事業年度開始前の適切な時期に開催するよう遵守していく。
2	評議員の選任について、評議員選任・解任委員会運営規則において評議員選任・解任委員会は理事長が招集・開催し、評議員を選任することとされている。しかしながら、令和2年以降決議の省略の方法により評議員を選任している。については、評議員選任・解任委員会運営規則に基づき評議員を選任すること。（評議員選任・解任委員会運営規則第6条、第7条）	評議員選任・解任委員会運営規則に基づいて、評議員の選任を行っていくが、特別な事情が発生した場合は、決議の省略の方法で選任できるよう規則の改正も考えていきたい。
3	理事会への欠席が続く理事が見られる。については、事務局は出席が可能なように日程調整などを行うとともに、日程調整などを行ってもなお理事会への欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。（社会福祉法人審査基準第3の1）	各理事が出席可能な理事会開催日の適切な日程調整を行う。 それでもなお欠席が続く理事が見られる場合は改選の検討を行う。

4	<p>令和5年6月24日の定時評議員会において理事6人、監事2人が選任され、同日に開催された理事会において理事長及び業務執行理事が選定された。当該理事会の招集通知を令和5年6月12日に発出したとのことであるが、当該理事会の招集通知は、定時評議員会で選任された理事の選任日（令和5年6月24日）以降に発出するものであり、適切な招集通知とは認められない。当該理事会の開催にあたっては理事会の招集手続きの省略によることが考えられるが、招集手続きの省略の手続きを実施していない。については、適切に理事会を開催すること。（社会福祉法第45条の14第9項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第94条）</p>	<p>適切な手続きを実施し、理事会の開催を行う。</p>
5	<p>賀露みどり保育園の土地及び建物に係る賃貸借契約について、貸主は理事であることから、当該契約は利益相反取引にあたる。敷地の賃貸借契約については令和3年3月31日に契約期限が到来したが、令和3年4月1日以降の借地契約書を作成していなかった。また、土地及び建物の賃貸借契約にあたり、理事会において重要な事実を開示し、その承認を受けていなかった。については、適切に理事会で承認を受けること。また、契約締結後は理事会に報告すること。（社会福祉法第45条16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項、定款施行細則第20条、第21条）</p>	<p>令和3年4月1日以降の借地契約書を作成すると共に、令和6年3月頃に開催予定の理事会に於いて、土地及び建物の事実を開示し、承認を得る。</p>
6	<p>評議員会の日時及び場所並びに議題・議</p>	<p>評議員会を決議の省略の方法で行う</p>

	<p>案を決定すること又は評議員会の決議の省略の手続きを行うことは、理事会の決議を要する事項となっているが、令和3年度決算に係る定時評議員会を評議員会の決議の省略の方法により行うことについて、あらかじめ理事会で決議していなかった。ついては適切に決議すること。</p> <p>なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしており必ず改善すること。(社会福祉法第45条の9第10項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第181条、社会福祉法人の認可について別紙2定款例<説明>3理事会)</p>	<p>必要性が生じた場合は、理事会で決議を行う事とし、次年度以降遵守していく。</p>
7	<p>理事会は、多額の借財に係る決定を理事に委任することができないとされているが、事前に理事会の決議を得ずに多額の借入を行っている。ついては、多額の借入を実行する際は、理事会において事前に決議を得ること。(法第45条の13第4項)</p>	<p>急務を要した為に理事会の決議を得ることができなかった。長期的な見直しを持って、適切な手続きを実施していく。</p>